

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	富士石油株式会社		コード	5017
提出日	2021/5/28	異動(予定)日	2021/6/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)														異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし				
1	井上 毅	社外監査役	○								△									有
2	力石 晃一	社外監査役	○											△						有
3	坂本 倫子	社外監査役	○											○					訂正・変更	有
4	関 大輔	社外取締役	○							△	△								訂正・変更	有
5	松村 俊樹	社外取締役	○								△									有
6	ムハンマド・シュブルーミー	社外取締役	○														○	新任		有
7	ハーリド・サバーハ	社外取締役																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	2006年6月まで、当社の主要な取引銀行である日本政策投資銀行(現株式会社日本政策投資銀行)の業務執行者でありました。当社と同行との間には、資金借入等の取引があります。	金融機関における豊富な経験と財務及び会計に関する知見、エネルギー・素材関連企業における取締役・監査役としての経験と見識を活かし、経営陣から独立した立場から、一般株主の利益にも配慮した意思決定が行われるよう、業務執行の適法性について必要なモニタリングや意見表明を行うことが出来るものと考えております。なお、井上毅氏は当社の定める独立性基準を満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずるおそれはないと判断しております。
2	2019年6月まで、当社の取引先である日本郵船株式会社の業務執行者でありました。当社と当社との間には、原油タンカー備船等の取引があります。	日本を代表する総合海運企業の経営者としての豊富な経験と見識を活かし、経営陣から独立した立場から、一般株主の利益にも配慮した意思決定が行われるよう、業務執行の適法性について必要なモニタリングや意見表明を行うことが出来るものと考えております。なお、力石晃一氏は当社の定める独立性基準を満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずるおそれはないと判断しております。
3	当社の取引先である岩田合同法律事務所(岩田)に所属する弁護士であり、当社は同所との間で顧問契約を締結しております。	弁護士としての豊富な経験と法務に関する知見、金融機関及び本邦主要会社における取締役・監査役としての経験と見識を活かし、経営陣から独立した立場から、一般株主の利益にも配慮した意思決定が行われるよう、業務執行の適法性について必要なモニタリングや意見表明を行うことが出来るものと考えております。なお、坂本倫子氏は当社の定める独立性基準を満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずるおそれはないと判断しております。
4	2018年3月まで、当社の主要な取引先であり、当社を主要な取引先とする出光興産株式会社の業務執行者でありました。当社と出光興産株式会社との間には、原油・石油製品の売買等の取引があります。	日本を代表するエネルギー企業における経営者としての豊富な経験と実績に基づき、経営陣から独立した立場から、一般株主の利益にも配慮しつつ業務執行に対する助言・監督を行うことが出来るものと考えております。なお、関大輔氏は当社の定める独立性基準を満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずるおそれはないと判断しております。
5	2009年6月まで、当社の主要な取引先である住友化学株式会社の業務執行者でありました。当社と当社との間には、石油化学製品の販売等の取引があります。	日本を代表する素材関連企業における豊富な経験と見識、素材関連企業における経営者としての豊富な経験と実績に基づき、経営陣から独立した立場から、一般株主の利益にも配慮しつつ業務執行に対する助言・監督を行うことが出来るものと考えております。なお、松村俊樹氏は当社の定める独立性基準を満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずるおそれはないと判断しております。
6	該当事項なし	中東産油国の政府機関における豊富な経験と知識に基づき、経営陣から独立した立場から、一般株主の利益にも配慮しつつ業務執行に対する助言・監督を行うことが出来るものと考えております。なお、ムハンマド・シュブルーミー氏は当社の定める独立性基準を満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずるおそれはないと判断しております。
7	当社の主要な取引先であるクウェート石油公社の業務執行者であり、当社と当社との間には、原油の購入等の取引があります。	

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。